

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年2月14日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第1号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月18日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成30年1月18日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 35,080円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 39歳男性
- 3 事故の概要

平成30年1月6日午後6時30分頃、亀岡市千代川町小林地内において、国道9号から市道北ン田1号線へ自動車で左折して進入した際、車道中央の集水柵の段差に右前輪ホイールを擦り損傷した。

